

追加提案

令和 2 年

第 6 回日向市議会(定例会)議案

1 1 月 2 7 日

日 向 市

も く ろ く

議案第120号	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第121号	日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	8
議案第122号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	10
議案第123号	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第124号	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例……………	12
議案第125号	令和2年度日向市一般会計補正予算（第11号）……………	別冊
議案第126号	令和2年度日向市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊

日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p>
<p>第2条 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>(期末手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」
とあるのは「100分の72.5」とする。
4～6 [略]

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」
とあるのは「100分の72.5」とする。
4～6 [略]

別表第1を次のように改める。
 別表第1（第3条関係）
 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	

36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	

77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600	381,500	393,300	
95		295,200	343,100	381,900	393,600	
96		295,600	343,500	382,300	393,800	
97		295,800	343,700	382,600	394,000	
98		296,100	344,100	383,100	394,300	
99		296,500	344,500	383,500	394,600	
100		296,900	344,800	383,900	394,800	
101		297,100	345,100	384,200	395,000	
102		297,400	345,500		395,300	
103		297,800	345,900		395,600	
104		298,100	346,300		395,800	
105		298,300	346,800		396,000	
106		298,600	347,200		396,300	
107		299,000	347,600		396,600	
108		299,300	348,000		396,800	
109		299,500	348,500		397,000	
110		299,900	348,900		397,300	
111		300,300	349,200		397,600	
112		300,600	349,500		397,800	
113		300,800	350,000		398,000	
114		301,000				
115		301,300				
116		301,700				
117		301,900				

	118		302,100					
	119		302,400					
	120		302,700					
	121		303,100					
	122		303,300					
	123		303,600					
	124		303,900					
	125		304,200					
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 令和3年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において行政職給料表（以下「給料表」という。）の適用を受けていた職務の級及び号給（以下「級等」という。）が5級114号給以上の職員にあっては切替日における級等は5級113号給と、切替日の前日において給料表の適用を受けていた級等が6級86号給以上の職員にあっては切替日における級等は6級85号給とする。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 前項の規定の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 前項の規定による給料を支給される職員に関する日向市一般職の職員の給与に関する条例第8条第2項の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当及び扶養手当の月額」とあるのは、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額並びに日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和2年日向市条例第 号）附則第3項に規定する差額に相当する額」とする。

令和2年11月27日 提出
日向市長 十 屋 幸 平

日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>

第2条 日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第2条中「及び退職手当」とあるのは、「退職手当及び日向市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年日向市条例第1号）第7条第4項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受け る職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与 条例第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する 条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受け る職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与 条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第2条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する 条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受け る職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与 条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する 条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受け る職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与 条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日 提出

日向市長 十屋 幸平

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

第2条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日 提出
日向市長 十屋 幸平

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第1条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

第2条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第5号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

令和2年11月27日 提出

日向市長 十 屋 幸 平